

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

環境政策課長 小池 誠

電話番号

0852-22-5345

| | | |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 事務事業の名称 | 産業廃棄物減量促進基金事務 | |
| 目的 | (1) 対象 | 産業廃棄物排出事業者 |
| | (2) 意図 | 産業廃棄物減量税の賦課、また、税収の有効活用による産業廃棄物の減量化やリサイクル等の促進により産業廃棄物の最終処分量を削減する。 |
| 事業概要 | 産業廃棄物減量税収を産業廃棄物減量促進基金として積み立て、効果的、効率的な管理を行うとともに、産業廃棄物の再資源化の促進や不法投棄の防止、環境教育等を実施することにより、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策を推進する。 | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 |
|----------|------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|
| 1 | 指標名 | 産業廃棄物の最終処分量 | 目標値 | 258.0 | 257.0 | 255.0 | 253.0 | 千トン |
| | 式・定義 | 産業廃棄物の最終処分量(前年度実績) | 取組目標値 | | | | | |
| | | | 実績値 | 429.0 | 277.0 | | | |
| | | | 達成率 | - | 107.4 | - | - | % |
| 2 | 指標名 | | 目標値 | | | | | |
| | 式・定義 | | 取組目標値 | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | % |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|------------|---------|---------|
| 事業費(b)(千円) | 263,413 | 264,684 |
| うち一般財源(千円) | 263,123 | 261,496 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|-------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ①順調に進んでおり課題がないため検討していない |
|---------------------|-------------------------|

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

平成28年度での基金額は12億3千万円余で、うち6億円余を取り崩して活用し、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策を実施した。
 産業廃棄物の排出量は、ここ数年変動を繰り返しながら推移しており、再生利用率は、概ね50%台から60%を変動しながら推移している。
 埋め立て処分量は、平成22年度をピークに減少傾向にある。
 排出量 1,828千トン(H26年度)→1,356千トン(H27年度)
 再生利用率 51.9%トン(H26年度)→53.9%トン(H27年度)
 最終処分量 429千トン(H26年度)→277千トン(H27年度)

6. 成果があったこと(改善されたこと)

税導入による埋め立て廃棄物の抑制効果は、排出抑制と再生利用の促進とあわせて、埋め立て処分量の減少傾向として、一定の成果があったと考えられる。
 また、県内での大規模な不法投棄等を未然に防止するなど、適正な処理の確保についても一定の成果があったと考えられる。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

産業廃棄物の再資源化の促進や不法投棄の防止、環境教育等の取組は、息の長い取組により効果が定着する性格のもので、それぞれの施策の課題に対して効果的・効率的になるよう工夫しながらも継続的な取組が求められることから、当該基金などの財源の恒久的な確保が必要。

②困っている状況が発生している「原因」

産業廃棄物減量税条例は平成32年5月28日まで有効となっており、平成32年度以降の基金による事業の継続が未定。
 また、中国地方他県も同様な課税を行っていることから、もし島根県だけが課税しなくなると産業廃棄物が他県より県内への流入が加速する恐れがある。

③原因を解消するための「課題」

産業廃棄物は広域的に移動して処理されることも多いことから、国や他県と連携しながら、継続的に対策を進める必要がある。
 また、環境教育についても、継続的な取組を進める必要がある。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

税導入による埋め立て廃棄物の抑制効果は、排出抑制と再生利用の促進とあわせて、県外からの流入抑制効果もあり、結果として埋め立て処分量の減少として効果が現れるもので、県内での不法投棄等の未然に防止もあわせて、引き続き、産業廃棄物減量税収を産業廃棄物減量促進基金として積み立て、産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策を推進する。